

公 募 説 明 資 料

- 1 業務名 下越森林管理署村上支署庁舎等外4施設電気供給業務（単価）
- 2 公募公告日 令和8年1月29日
- 3 公募資料交付 令和8年1月29日～令和8年2月17日
（午前9：00～午後5：00）
（ただし、行政機関の休日を除く）
（最終日は午後3：00まで）
- 4 応募受付期間 令和8年1月29日～令和8年2月17日
（午前9：00～午後5：00）
（ただし、行政機関の休日を除く）
（受付最終日は午後3：00まで）
- 5 交付資料
 - (1) 下越森林管理署村上支署庁舎等外4施設電気供給業務応募要領
 - (2) 応募申込書（様式）
 - (3) 契約書・仕様書（案）
 - (4) 参考資料、直近1年間の契約状況と電気使用実績

下越森林管理署村上支署庁舎等電気供給業務応募要領

1 総則

下越森林管理署村上支署庁舎等外4施設電気供給業務(単価)(以下「業務」という。)の請負者を公募により募集することとし、その実施については、この要領に定める。

2 業務内容

下越森林管理署村上支署庁舎等及び管内4施設への電気供給業務。

現在の契約内容及び直近1年間の電気使用量の実績は別添の参考資料「直近1年間の契約状況と電力使用実績現」を参照すること。

3 応募資格

応募者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」に登録され関東甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
- (5) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

4 応募申込書等の提出期限等

業務の請負を希望する者は、以下により書類の提出を行う。

- (1) 提出期限:令和8年2月17日 午後3時

- (2) 提出場所及び問合せ先

〒958-0033 新潟県村上市緑町3丁目1-13

下越森林管理署村上支署 総務グループ 経理担当 電話 0254-53-2151

- (3) 提出書類

ア 応募申込書(別紙1)	1部
イ 応募者の概要(会社概要等)	1部
ウ 3の(3)で示す資格審査結果通知書の写し	1部
エ 3の(4)を満たすことを証明する書類の写し	1部
オ 契約内容についての提案資料※	1部

※当該電気供給業務を行うに当たって、応募者が提案する料金メニュー及び電気供給までの作業スケジュール等の資料(任意様式)

- (4) 提出に当たっての留意事項

ア 持参により提出する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで(提出期限最終日は午後3時まで)とする。

イ 郵便等により提出する場合は、「(1)提出期限」内に、「(2)提出場所」に到着したものまで受け付ける。

ウ 提出された書類に不備があった場合は無効とする。

エ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはで

きない。また、返還も行わない。

オ 虚偽の記載をした書類は無効とする。

カ 請負者の資格を有しない者が提出した書類は無効とする。

キ 応募申込書の提出者は、暴力団排除に関する誓約条項(別紙2)について応募申込書の提出前に確認しなければならず、応募申込書の提出をもってこれに同意したものと

する。

ク 暴力団排除に関する誓約条項(別紙2)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

5 その他

(1) 応募要領に基づいて作成した応募申込書を支出負担行為担当官が審査し、応募資格を全て満たしていると認めた者に見積書の提出を依頼し、予定価格の範囲内でより安価な見積をした者と契約を締結するものとする。

(2) 契約条件については、別添の契約書(案)を参照すること。

別紙 1

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

下越森林管理署村上支署長 井上 修三 殿

住所

商号又は名称

代表者名

下越森林管理署村上支署庁舎等外4施設電気供給業務（単価）について、応募資格を全て満たしており、当該業務を確実に履行できるので下記の必須書類を添付の上、応募します。

なお、本申込書及び提出書類に関する照会については、下記担当まで連絡願います。

- | | |
|---|-----|
| 1 応募者の概要（会社概要等） | 1 部 |
| 2 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格
（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写し | 1 部 |
| 3 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている
ことを証明する書類の写し | 1 部 |
| 4 契約内容についての提案資料 | 1 部 |

（担当者）

所属部署：

氏 名：

電 話：

暴力団排除に関する誓約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第 1 条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 2 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 3 条 乙は、第 1 条の各号及び第 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第 4 条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 5 条 甲は、第 1 条、第 2 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 1 条、第 2 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

契 約 書 (案)

需給者 分任支出負担行為担当官下越森林管理署村上支署長 井上 修三（以下「甲」という。）と供給者 ○○ ○○（以下「乙」という。）は、下越森林管理署村上支署庁舎等外４施設で使用する電気の需給に関し次の条項により需給契約を締結する。

（契約の目的）

第１条 乙は、仕様書に基づき甲の下越森林管理署村上支署庁舎等外４施設で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第２条 契約金額は、次のとおりとする。なお、以下の各金額には消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等相当額」という。）を含むものとする。

区分・単位			契約単価
下越森林管理署村上支署			
低 圧 電 力	基本料金	契約電力（２１ｋｗ）	円／ｋｗ・月
	電力量 料 金	夏季（７月１日～９月３０日）	円／ｋｗ・月
		その他季（上記以外の月日）	円／ｋｗ・月
	予定使用電力量		８，９００ｋｗｈ
	予定使用金額小計		円
従 量 電 灯 Ｃ	基本料金	契約電力（３５ｋＶＡ）	円／ｋＶｗ・月
	電力量 料 金	最低月額料金	円／ｋｗｈ
		〇ｋwh まで	円／ｋｗｈ
		〇ｋwh を超え〇ｋwh まで	円／ｋｗｈ
		〇ｋwh 超える	円／ｋｗｈ
	予定使用電力量		１７，６００ｋｗｈ
	予定使用金額小計		円
塩野町森林事務所			
従 量 電 灯 Ｂ	基本電力	契約電力（４０Ａ）	円／Ａ・月
	電力量 料 金	最低月額料金	円／ｋwh
		〇ｋwh まで	円／ｋwh
		〇ｋwh を超え〇ｋwh まで	円／ｋwh
		〇ｋwh 超える	円／ｋwh

		予定使用電気量	2, 0 0 0 kwh
		予定使用金額小計	円
舘腰森林事務所			
従 量 電灯 B	基本電力	契約電力（4 0 A）	円／A・月
	電力量 料金	最低月額料金	円／kwh
		〇kwh まで	円／kwh
		〇kwh を超え〇kwh まで	円／kwh
		〇kwh 超える	円／kwh
	予定使用電気量		2, 3 0 0 kwh
	予定使用金額小計		円
関谷森林事務所			
従 量 電灯 B	基本電力	契約電力（3 0 A）	円／A・月
	電力量 料金	最低月額料金	円／kwh
		〇kwh まで	円／kwh
		〇kwh を超え〇kwh まで	円／kwh
		〇kwh 超える	円／kwh
	予定使用電気量		1, 4 0 0 kwh
	予定使用金額小計		円
造林休憩所			
従 量 電灯 B	基本電力	契約電力（1 0 A）	円／A・月
	電力量 料金	最低月額料金	円／kwh
		〇kwh まで	円／kwh
		〇kwh を超え〇kwh まで	円／kwh
		〇kwh 超える	円／kwh
	予定使用電気量		7 5 kwh
	予定使用金額小計		円
予定使用金額総計		円	

2 前項の消費税又は地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率に基づいて契約金額を改定するものとする。

3 乙の発電費用等の変動より契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議のうえ別途定めるところにより価格を改定できる。

（契約期間）

第3条 供給期間は令和8年4月の計量日から令和9年4月の計量日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、または下回ることができる。

(計量及び検査)

第7条 計量日は、東北地域の一般送配電事業者が毎月の電気使用量を確定する日とし、乙は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(契約電力)

第8条 月の契約電力は、第2条に記載されている契約電力に関わらず、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなとき。

2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を甲乙協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。

(料金の算定期間)

第9条 料金の算定期間は、前月計量日から当月計量日前日までの期間とする。

(料金の算定)

第10条 毎月の電気料金は、契約電力に第2条の基本料金単価を乗じて得た金額と、その1ヶ月の使用電力量に第2条の電力量料金単価を乗じて得た金額との合計額とする。

2 前項の料金算定にあたっては、使用電力量に係る燃料費調整を行うものとし、その取り扱いは東北地域のみなし一般小売電気業者の低圧電気供給実施要項に準ずるものとする。

(料金の支払及び遅延利息)

第11条 乙は、第7条に定めた検査終了後、第10条により算定した料金を1ヶ月毎に甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

2 甲は前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第12条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金)

第13条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、東北地

域のみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（電気標準約款）によるものとする。

（機密の保持）

第 14 条 甲及び乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、甲及び乙は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、法律又は条例等により開示する場合はこの限りではない。

（契約不適合責任）

第 15 条 納品された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は第 1 項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

4 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後 1 年以内に乙に対して通知するものとする。

5 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（甲の催告による解除権）

第 16 条 甲は下記各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（1）乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

（2）第 7 条による検査に合格しなかったとき。

（3）第 15 条第 1 項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。

（4）前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

（5）この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

（甲の催告によらない解除権）

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

（1）債務の全部の履行が不能であるとき。

（2）乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（4）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

（5）乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

（6）乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

（7）前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであると

き。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 18 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 19 条 甲は、第 16 条又は第 17 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(甲の損害賠償請求等)

第 20 条 甲は、第 15 条第 3 項に規定する場合のほか、乙がその責務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 債務の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(違約金)

第 21 条 第 16 条又は第 17 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(談合等の不正行為に係る解除)

第 22 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 23 条 乙は、この契約に関し、次の各号に一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金

として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2項に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第24条 乙が甲に損害を与えたとき(天災その他乙の責めに帰さない理由による場合を除く)は、甲は、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。ただし、賠償の金額は、甲乙協議の上定めるものとする。

(協議)

第25条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約書及び前条で規定する基準等に定めのない事項は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

(特約事項)

別紙1のとおり

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟県村上市緑町3丁目1-13
分任支出負担行為担当官
下越森林管理署村上支署長 井上 修三

乙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(案)

仕 様 書

1 概 要

(1) 件 名 下越森林管理署村上支署庁舎等外4施設電気供給業務(単価)

(2) 需要場所 ア 新潟県村上市緑町3丁目1-13

下越森林管理署村上支署

イ 新潟県村上市塩野町285-1

塩野町森林事務所

ウ 新潟県村上市大場沢1943-3

舘腰森林事務所

エ 新潟県岩船郡関川村大字下関1082-1

関谷森林事務所

オ 新潟県村上市大場沢熊登地内(村上市大場沢字熊登山409の1国有林1035林班そ小班)

造林休憩所

2 仕 様

(1) 契約電力及び予定使用電力量

契約区分	契約電力量	予定使用電力量(kwh)
下越森林管理署村上支署		
低圧電力	21kW	8,900
従量電灯C	40kVA	17,600
塩野町森林事務所		
従量電灯B	40A	2,000
舘腰森林事務所		
従量電灯B	40A	2,300
関谷森林事務所		
従量電灯B	30A	1,400
造林休憩所		
従量電灯B	10A	75

(月別予定使用電力量は別紙のとおりとする。)

(2) 電力量料金の算定にあたっては、発電費用等の変動による調整を行うこと。

(3) 再生可能なエネルギー賦課金については、経済産業大臣が毎年度定める賦課金単価に電力使用量を乗じて算出する。

(4) 供給期間

令和8年4月の計量日から令和9年4月の計量日に至るまで。

(5) 電力量等の検針

ア 下越森林管署村上支署

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 ; 自動検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器

イ 塩野町森林事務所

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 ; 自動検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器

ウ 舘腰森林事務所

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 ; 自動検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器

エ 関谷森林事務所

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 ; 自動検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器

オ 造林休憩所

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 ; 自動検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器

(6) 需給地点及び電気工作物の財産分界点

需要場所における下越森林管理署村上支署が施設した柱上の東北電力株式会社の架空引込線と下越森林管理署村上支署の開閉器電源側接続点。但し、取引用計量装置は、東北電力株式会社の所有である。

(7) 保安上の責任分界点

需要地点及び電気工作物の財産分界点に同じ。但し、取引用計量装置は、東北電力株式会社がその保安の責めを負う。

3 その他

(1) 契約履行に当たり、敷地内への計器類の設置が必要な場合は、これを認める。

- (2) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項や供給条件については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに担当職員と協議して対応するものとする。

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○低圧電力

需要場所：新潟県村上市緑町3丁目1番13号

下越森林管理署村上支署庁舎及び敷地内施設

月	契約状況		使用電力量(kWh)		
	契約内容	契約電力量kW	夏 季	その他季	合計
R7.1月	低圧電力	21		1,702	1,702
R7.2月	低圧電力	21		1,986	1,986
R7.3月	低圧電力	21		820	820
R7.4月	低圧電力	21		348	348
R7.5月	低圧電力	21		74	74
R7.6月	低圧電力	21		249	249
R7.7月	低圧電力	21	483		483
R7.8月	低圧電力	21	384		384
R7.9月	低圧電力	21	151		151
R7.10月	低圧電力	21		257	257
R7.11月	低圧電力	21		572	572
R7.12月	低圧電力	21		1,515	1,515
合計			1,018	7,523	8,541

注1 夏 季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間および
令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○従量電灯C

需要場所：新潟県村上市緑町3丁目1番13号

下越森林管理署村上支署庁舎及び敷地内施設

月	契約状況		使用電力量 (kWh)		
	契約区分	契約電力量 (kVA)	夏 季	その他季	合計
R7.1月	従量電灯C	35		1,806	1,806
R7.2月	従量電灯C	35		1,715	1,715
R7.3月	従量電灯C	35		1,679	1,679
R7.4月	従量電灯C	35		1,393	1,393
R7.5月	従量電灯C	35		1,027	1,027
R7.6月	従量電灯C	35		1,115	1,115
R7.7月	従量電灯C	35	1,263		1,263
R7.8月	従量電灯C	35	1,158		1,158
R7.9月	従量電灯C	35	1,121		1,121
R7.10月	従量電灯C	35		1,292	1,292
R7.11月	従量電灯C	35		1,518	1,518
R7.12月	従量電灯C	35		1,609	1,609
合計			3,542	13,154	16,696

注1 夏 季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間および
令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○従量電灯B

需要場所：新潟県村上市塩野町285－1
塩野町森林事務所

月	契約状況		使用電力量 (kWh)		
	契約区分	契約電力量 (kVA)	夏 季	その他季	合計
R7.1月	従量電灯B	40		264	264
R7.2月	従量電灯B	40		221	221
R7.3月	従量電灯B	40		262	262
R7.4月	従量電灯B	40		167	167
R7.5月	従量電灯B	40		152	152
R7.6月	従量電灯B	40		111	111
R7.7月	従量電灯B	40	170		170
R7.8月	従量電灯B	40	196		196
R7.9月	従量電灯B	40	152		152
R7.10月	従量電灯B	40		125	125
R7.11月	従量電灯B	40		168	168
R7.12月	従量電灯B	40		205	205
合計			518	1,675	2,193

注1 夏 季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間および
令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○従量電灯B

需要場所：新潟県村上市大場沢1943-3
館腰森林事務所

月	契約状況		使用電力量 (kWh)		
	契約区分	契約電力量 (kVA)	夏 季	その他季	合計
R7.1月	従量電灯B	40		217	217
R7.2月	従量電灯B	40		205	205
R7.3月	従量電灯B	40		197	197
R7.4月	従量電灯B	40		171	171
R7.5月	従量電灯B	40		141	141
R7.6月	従量電灯B	40		135	135
R7.7月	従量電灯B	40	185		185
R7.8月	従量電灯B	40	205		205
R7.9月	従量電灯B	40	187		187
R7.10月	従量電灯B	40		145	145
R7.11月	従量電灯B	40		158	158
R7.12月	従量電灯B	40		181	181
合計			577	1,550	2,127

注1 夏 季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間および
令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○従量電灯B

需要場所：新潟県岩船郡関川村大字下関1082－1
関谷森林事務所

月	契約状況		使用電力量 (kWh)		
	契約区分	契約電力量 (kVA)	夏 季	その他季	合計
R7.1月	従量電灯B	30		182	182
R7.2月	従量電灯B	30		159	159
R7.3月	従量電灯B	30		152	152
R7.4月	従量電灯B	30		144	144
R7.5月	従量電灯B	30		161	161
R7.6月	従量電灯B	30		122	122
R7.7月	従量電灯B	30	199		199
R7.8月	従量電灯B	30	169		169
R7.9月	従量電灯B	30	164		164
R7.10月	従量電灯B	30		137	137
R7.11月	従量電灯B	30		144	144
R7.12月	従量電灯B	30		125	125
合計			532	1,326	1,858

注1 夏 季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間および
令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○従量電灯B

需要場所：新潟県村上市大場沢熊登地内(村上市大場沢字熊登山409の1国有林1035林班そ小
造林休憩所

月	契約状況		使用電力量(kWh)		
	契約区分	契約電力量(kVA)	夏 季	その他季	合計
R7.1月	従量電灯B	10		6	6
R7.2月	従量電灯B	10		4	4
R7.3月	従量電灯B	10		4	4
R7.4月	従量電灯B	10		18	18
R7.5月	従量電灯B	10		2	2
R7.6月	従量電灯B	10		1	1
R7.7月	従量電灯B	10	1		1
R7.8月	従量電灯B	10	2		2
R7.9月	従量電灯B	10	16		16
R7.10月	従量電灯B	10		19	19
R7.11月	従量電灯B	10		23	23
R7.12月	従量電灯B	10		23	23
合計			19	100	119

注1 夏 季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間および
令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

令和8年度 月別予定使用電力量(kWh)

別紙

下越森林管理署村上支署

月	低圧電力			従量電灯C		
	夏 季	その他季	合計	夏 季	その他季	合計
4月		300	300		1,400	1,400
5月		100	100		1,100	1,100
6月		200	200		1,100	1,100
7月	400		400	1,200		1,200
8月	500		500	1,200		1,200
9月	200		200	1,200		1,200
10月		300	300		1,300	1,300
11月		700	700		1,500	1,500
12月		1,800	1,800		1,900	1,900
1月		1,900	1,900		1,900	1,900
2月		1,600	1,600		1,900	1,900
3月		900	900		1,900	1,900
合計	1,100	7,800	8,900	3,600	14,000	17,600

注1 夏 季

令和8年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間および
令和8年10月1日から令和8年3月31日までの期間

令和8年度 月別予定使用電力量(kWh)

別紙

塩野町森林事務所

月	従量電灯B(40A)		
	夏 季	その他季	合計
4月		200	200
5月		100	100
6月		100	100
7月	100		100
8月	200		200
9月	200		200
10月		100	100
11月		200	200
12月		200	200
1月		200	200
2月		200	200
3月		200	200
合計	500	1,500	2,000

注1 夏 季

令和8年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間および
令和8年10月1日から令和8年3月31日までの期間

令和8年度 月別予定使用電力量(kWh)

別紙

館腰森林事務所

月	従量電灯B(40A)		
	夏 季	その他季	合計
4月		200	200
5月		200	200
6月		100	100
7月	200		200
8月	200		200
9月	200		200
10月		200	200
11月		200	200
12月		200	200
1月		200	200
2月		200	200
3月		200	200
合計	600	1,700	2,300

注1 夏 季

令和8年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間および
令和8年10月1日から令和8年3月31日までの期間

令和8年度 月別予定使用電力量(kWh)

別紙

関谷森林事務所

月	従量電灯B(30A)		
	夏 季	その他季	合計
4月		100	100
5月		100	100
6月		100	100
7月	100		100
8月	100		100
9月	100		100
10月		100	100
11月		100	100
12月		100	100
1月		200	200
2月		200	200
3月		100	100
合計	300	1,100	1,400

注1 夏 季

令和8年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間および
令和8年10月1日から令和8年3月31日までの期間

令和8年度 月別予定使用電力量(kWh)

別紙

造林休憩所

月	従量電灯B(10A)		
	夏 季	その他季	合計
4月		9	9
5月		2	2
6月		1	1
7月	1		1
8月	1		1
9月	6		6
10月		9	9
11月		11	11
12月		10	10
1月		7	7
2月		9	9
3月		9	9
合計	8	67	75

注1 夏 季

令和8年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間および
令和8年10月1日から令和8年3月31日までの期間